

回答書

松山市債権回収業務委託に関する質問について、次のとおり回答します。

通 番	質問																																																											
1	<p>項目:仕様書5 対象債権 委託予定債権の詳細を各債権ごとにご教示ください。</p> <p>【全債権共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連帯保証人、連帯借受人、保証人等の有無 ・委託予定債権のうち、すでに他の弁護士事務所やサービサー等に委託済みの債権の件数、金額 ・未収発生の時期(3年未満、5年未満、5年以上等) <p>【住宅・駐車場使用料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託予定債権はすべて退去中か、居住中も含むか。 																																																											
回答																																																												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr style="background-color: #e1eef6;"> <th rowspan="2">債権所管課</th> <th rowspan="2">債権数</th> <th rowspan="2">連帯保証人・連帯借受人・ 保証人等の有無</th> <th colspan="2">他に委託済の債権</th> <th colspan="3">未収発生時期 (件数)</th> <th rowspan="2">住宅・駐車場使用料 (退去済: 件数)</th> </tr> <tr style="background-color: #e1eef6;"> <th>件数</th> <th>金額 (円)</th> <th>3年未満</th> <th>5年未満</th> <th>5年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活福祉総務課</td> <td>80</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>43</td> <td>36</td> <td>1</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>子育て支援課</td> <td>25</td> <td>有 (合計43人)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>12</td> <td>3</td> <td>10</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>住宅課</td> <td>20</td> <td>有 (合計15人)</td> <td>4</td> <td>3,237,200</td> <td>16</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>ふるさと納税・経営支援課</td> <td>20</td> <td>有 (合計20人)</td> <td>19</td> <td>12,297,500</td> <td>16</td> <td>4</td> <td>0</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>教育総務課</td> <td>15</td> <td>有 (合計26人)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>14</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>※各数値は概算であり、契約時に増減する可能性があります。</p>		債権所管課	債権数	連帯保証人・連帯借受人・ 保証人等の有無	他に委託済の債権		未収発生時期 (件数)			住宅・駐車場使用料 (退去済: 件数)	件数	金額 (円)	3年未満	5年未満	5年以上	生活福祉総務課	80	0	0	0	43	36	1	-	子育て支援課	25	有 (合計43人)	0	0	12	3	10	-	住宅課	20	有 (合計15人)	4	3,237,200	16	2	2	0	ふるさと納税・経営支援課	20	有 (合計20人)	19	12,297,500	16	4	0	-	教育総務課	15	有 (合計26人)	0	0	0	1	14	-
債権所管課	債権数				連帯保証人・連帯借受人・ 保証人等の有無	他に委託済の債権		未収発生時期 (件数)			住宅・駐車場使用料 (退去済: 件数)																																																	
		件数	金額 (円)	3年未満		5年未満	5年以上																																																					
生活福祉総務課	80	0	0	0	43	36	1	-																																																				
子育て支援課	25	有 (合計43人)	0	0	12	3	10	-																																																				
住宅課	20	有 (合計15人)	4	3,237,200	16	2	2	0																																																				
ふるさと納税・経営支援課	20	有 (合計20人)	19	12,297,500	16	4	0	-																																																				
教育総務課	15	有 (合計26人)	0	0	0	1	14	-																																																				

通番	質問	回答
2	<p>項目:仕様書 7業務内容 (2)納付相談業務 イ</p> <p>・「納付誓約書」の提出がない場合でも、分割納付の対応はしてもよろしいでしょうか。</p>	<p>・納付誓約書がなくても分割納付の対応は可能です。</p>
3	<p>項目:仕様書 7 業務内容 (3)調査業務 ア・イ</p> <p>・所在調査および相続人調査は、「適宜」と記載がありますが、弁護士判断での実施でよろしいでしょうか。</p> <p>・所在調査に関して、公用請求で住民票等の取得を対応いただくことは可能でしょうか。</p>	<p>・所在調査及び相続人調査について、原則弁護士判断による実施で構いませんが、本市からの依頼で実施していただく場合もあります。</p> <p>・所在調査について、市の公用請求での対応は可能です。</p>
4	<p>項目:仕様書7 業務内容 (4)収納業務 オ</p> <p>・金融機関口座への送金は、課ごとに送金でもよろしいでしょうか。</p>	<p>・課ごとに送金してください。</p>
5	<p>項目:仕様書 7 業務内容 (5)記録業務</p> <p>・債務者ごとに作成する管理簿は、7(6)ア同様に管理簿の報告様式は「発注者と協議のうえ定める」でよろしいでしょうか。</p> <p>・記載内容の項目ア～カについては、受託後に協議することは可能でしょうか。</p>	<p>・債務者ごとに作成する管理簿は、発注者と協議のうえ定めることが可能です。</p> <p>・記載内容の項目ア～カについて、受託後に協議することが可能です。</p>

通番	質問	回答
6	<p>項目:仕様書 7 業務内容 (6)報告業務 ア</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「翌月 10 日まで」を「翌月 5 営業日まで」に受託後に協議することは可能でしょうか。 ・報告は、課ごとでの報告でよろしいでしょうか。 ・報告内容で「債務者ごとの収納内訳」の「債権名」は、課ごとの報告であれば不要でしょうか。 ・報告内容で「債務者ごとの収納内訳」の「期別」は、具体的にどのような内容を記載すればよいかご教示ください。 ・報告内容で「対応件数」は、債務者ごとの報告なのか、まとめたの報告なのかご教示ください。 ・収納内訳や対応件数の記載内容の項目に関しては、受託後に協議することは可能でしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「翌月 10 日まで」を「翌月 5 営業日まで」に受託後に協議することが可能です。 ・報告は課ごとでの報告で構いません。課ごとの報告を納付推進課へメール(cc)で送付ください。 ・「債権名」は同じ課に複数種類の債権がある場合は必要です。 ・「期別」に分かれている債権は、どの期別にいくら入金があったかの内訳を報告してください。 ・「対応件数」は、債務者ごとに報告してください。 ・収納内訳や対応件数の記載内容について、受託後に協議することは可能です。
7	<p>項目:仕様書8 委託料の支払い等 (1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「委託料の支払い時期、支払方法については契約でこれを定めるものとする」と記載がありますが、現時点で想定している時期、方法があればご教示ください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「委託料の支払い時期、支払方法」について、令和9年4月頃に一括でお支払い予定ですが、月毎のお支払いなど協議の上、定めることも可能です。

通番	質問	回答
8	<p>項目:仕様書 10 個人情報の提供</p> <p>・個人情報の受け渡し方法として、パスワード等をつけて電子メールでの受け渡しは可能でしょうか。</p>	<p>・個人情報の受け渡し方法として、パスワード等をつけて電子メールでの受け渡しが可能です。</p>
9	<p>項目:募集要領 項番15 提案書等の提出について</p> <p>①企画提案書の様式、枚数について、「A4 サイズ」とのみご指定されています。企画提案書の総枚数や様式は任意で問題ないかご教示ください。</p> <p>②提出書類番号 7~10 について、これらも全て、複写のうえ 8 部綴じ込み提出が必要かご教示ください。</p> <p>③様式 4-2「配置予定の業務責任者、職員の経歴等の状況」について、職員欄は代表となるものを記載すればよいかご教示ください。</p>	<p>①企画提案書の総枚数や様式は任意で問題ありません。</p> <p>②全て複写のうえ 8 部綴じ込みで提出してください。</p> <p>③職員欄は携わる職員全員ではなく、班長・係長等、代表者の記載でも構いません。</p>

通番	質問																								
10	<p>項目:仕様書 項番5 対象債権（見込） 5債権 160件について</p> <p>①債権毎の主債務者人数をご教示ください。また各々、連帯保証人・単純保証人・連帯借受人がいればその人数もご教示ください。</p> <p>②これらの債権を過去に外部委託したことがあれば、その比率をご教示ください。</p> <p>③契約期間中に追加の委託を予定されているかご教示ください。予定されている場合は、債権毎にどの程度か概算で結構ですのでご教示ください。</p>																								
回答																									
<p>①②</p> <table border="1" data-bbox="328 999 1353 1223"> <thead> <tr> <th>債権所管課</th> <th>主債務者数</th> <th>連帯保証人等</th> <th>過去の外部委託比率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活福祉総務課</td> <td>80人（各債権1人）</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>子育て支援課</td> <td>25人（各債権1人）</td> <td>43人</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>住宅課</td> <td>20人（各債権1人）</td> <td>15人</td> <td>20%（4人）</td> </tr> <tr> <td>ふるさと納税・経営支援課</td> <td>20人（各債権1人）</td> <td>20人</td> <td>95%（19人）</td> </tr> <tr> <td>教育総務課</td> <td>15人（各債権1人）</td> <td>26人</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>※各数値は概算であり、契約時に増減する可能性があります。</p> <p>③現時点での追加の予定はありませんが、回収不能となった債権分を補充する可能性はあります。</p>		債権所管課	主債務者数	連帯保証人等	過去の外部委託比率	生活福祉総務課	80人（各債権1人）	0	0	子育て支援課	25人（各債権1人）	43人	0	住宅課	20人（各債権1人）	15人	20%（4人）	ふるさと納税・経営支援課	20人（各債権1人）	20人	95%（19人）	教育総務課	15人（各債権1人）	26人	0
債権所管課	主債務者数	連帯保証人等	過去の外部委託比率																						
生活福祉総務課	80人（各債権1人）	0	0																						
子育て支援課	25人（各債権1人）	43人	0																						
住宅課	20人（各債権1人）	15人	20%（4人）																						
ふるさと納税・経営支援課	20人（各債権1人）	20人	95%（19人）																						
教育総務課	15人（各債権1人）	26人	0																						

通番	質問	回答
11	<p>項目:仕様書 項番7(6)報告義務 ア 月次報告について</p> <p>項番5にて「個別案件の情報共有・報告・連絡・問合せ等は直接債権所管課と行うこと」との記載があります。</p> <p>①月次報告書については、各所管課への報告のみと考えてよいかご教示ください。</p> <p>②報告方法については、協議のうえ定めた報告書を各所管課へeメールにて送信することで問題ないかご教示ください。</p>	<p>①月次報告書について、メールにて各所管課へToで、納付推進課へはCcで報告ください。</p> <p>②報告方法について、各所管課及び納付推進課へ eメールでの返信が可能です。</p>